

第1回 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウス 指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和4年11月10日(木) 10時00分から11時30分まで
開 催 場 所	港南区役所5階特別会議室
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 横倉 聡(東洋英和女学院大学 名誉教授)</p> <p>委員 阿曾 弘美(丸山台自治会会長)</p> <p>片伯部 富(永野地区福祉ネットワーク代表)</p> <p>黒川 暁博(永野地区民生委員児童委員協議会会長)</p> <p>三橋 茂樹(永野連合町内会会長)</p> <p>渡邊 正一(永野地区社会福祉協議会会長)</p> <p>中野 しずよ(特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事長)</p> <p>南部 紀子(中小企業診断士)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>港南区福祉保健センター長 飛田 千絵</p> <p>港南区福祉保健課長 佐藤 潤</p> <p>港南区地域振興課長 松田 博之</p> <p>港南区高齢・障害支援課長 大島 知行</p> <p>港南区福祉保健課事業企画担当係長 代田 泰大</p> <p>港南区地域振興課区民活動支援係長 佐藤 晴昭</p> <p>港南区福祉保健課事業企画担当 児島 智之・鈴木 梨紗</p> <p>港南区地域振興課区民活動支援係 鈴木 伽奈子・石附 俊明</p>
欠 席 者	無し
開 催 形 態	公開※一部非公開(傍聴者なし)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</li> <li>2 委員長・職務代理者選任について</li> <li>3 選定対象施設の概要について</li> <li>4 委員会の公開・非公開について</li> <li>5 指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>6 指定管理者公募要項等について</li> <li>7 評価基準及び審査方法について</li> </ol>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長に横倉委員を選出、委員長職務代理者に中野委員を指名。</li> <li>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 指定管理者選定スケジュール、公募要項及び審査方法等、応募団体の審査や指定候補者等の選定に関すること</li> <li>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定とするが、今後</li> </ol>

	<p>変更となった場合は委員長が確認のうえ公表し、各委員に共有することとする。</p> <p>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定とするが、現時点で未確定な事項及び今後変更となった事項について委員長が確認のうえ公表し、各委員に共有することとする。</p> <p>5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。</p>
議 事	<p><b><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u></b></p> <p>事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、会議録の公表について説明。</p> <p>(委員)</p> <p>特に質問・意見なし</p> <p><b><u>2 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</u></b></p> <p>指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に横倉委員を選出。</p> <p>同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に中野委員を指名。</p> <p><b><u>3 選定対象施設の概要について</u></b></p> <p>事務局から地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの概要について説明。</p> <p>(委員)</p> <p>特に質問・意見なし</p> <p><b><u>4 委員会の公開・非公開について</u></b></p> <p>事務局から公開することにより、適正な審査が阻害されると認められるため、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定スケジュール</li> <li>・公募要項の内容（選定基準及び選定手続き等を含む。）</li> <li>・応募団体審査、指定管理者の候補者及び次点候補者の選定に関する審議</li> </ul> <p>※なお、応募団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は、面接審査を受けている団体以外の応募団体を除き公開。</p> <p>(委員)</p> <p>特に質問・意見なし</p> <p><b><u>5 指定管理者選定スケジュールについて</u></b></p> <p>(事務局)</p> <p>次のとおり事務局案を説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公募の周知       <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年1月20日から令和5年3月20日まで</li> </ul> </li> <li>② 公募要項の配布</li> </ol>

令和5年1月20日から令和5年3月20日まで

③ 応募説明会

令和5年2月3日

④ 応募書類の受付期間

令和5年3月13日から令和5年3月20日まで

⑤ 審査・選定（面接審査実施）

令和5年5月中旬頃

⑥ 選定結果の通知・公表

令和5年6月頃

（事務局）

なお、現在令和6年4月に開所予定としているが、現在開所に向けたスケジュールについて関係局間で調整を行っている点があり、スケジュールが変更になる可能性がある。変更した場合は委員長に確認いただいた後、各委員に共有させていただきたいと考えている。

（委員長）

特に意見が無ければ、事務局案通りのスケジュールとする。仮に今後スケジュール変更があった際の確認は委員長に一任とし、委員長が確認後各委員に共有させていただくという進め方でよいか。

（委員）

異議なし。

## 6 指定管理者公募要項等について

（事務局）

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。

なお、施設ごとの保守点検の分担及び管理の範囲については、関係局間で調整中のため、今後確定次第事務局から委員長へ確認し、確認後各委員に共有させていただきたい。

（委員）

異議なし。

（委員）

応募団体から選定委員への接触禁止に関連して、選定委員はどの団体が応募したのか分からないので、結果的に関係者と接触してしまう可能性があるが支障ないか。

（事務局）

委員会で知り得た情報を漏らさなければ支障ない。

(委員)

予想される応募団体数はどのくらいか。

(事務局)

事務局としては承知していない。

ただ、他区の新設地域ケアプラザの公募状況を見ると、2～5団体応募があったところもある。今回は立地条件が良いので複数団体の応募も予想される。

(委員)

地域ケアプラザをよく利用するため、結果的に応募団体と接触する可能性があるが、「私が委員になっている」と言わなければ支障ないか。

(事務局)

選定委員の名前は公表されることであり、選定委員である事実を隠す必要はない。ただ、選定に関わる事項について聞かれた際、答えることはできないので、自分から積極的に委員になったことを言う必要はないと考える。

(委員)

今回のような地域ケアプラザとコミュニティハウスの合築施設は他にあるのか。

(事務局)

地域ケアプラザとコミュニティハウスが一体的に整備されており、施設管理も一体となっている施設としては、港北区新羽、金沢区西柴の施設に次いで3例目。施設管理は別団体が行い、地区センター等と合築している地域ケアプラザもある。

(委員)

応募書類について不明な点があったときはどこに問い合わせればよいか。

(事務局)

地域ケアプラザについては福祉保健課、コミュニティハウスについては地域振興課にお問い合わせいただきたい。

(委員)

これまで公募した施設の応募書類をみることはできるか。

(事務局)

原則公開となる。公募要項 33 頁「応募書類は…情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示される」とあるとおり、他施設の応募書類については、しっかりとした手続きがあつて開示することになる。

(委員長)

公募要項案のうち施設ごとの保守点検の分担及び管理の範囲の記載については、確定次第事務局から委員長へ確認し、内容の確認は委員長に一任することとし、その他の事項について、公募要項及び応募関係書類案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。

(委員)

異議なし。

## 7 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

### ○評価基準

公募要項 22 頁に記載のとおり。

### ○採点方法

評価項目ごとに 5 段階で採点を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。

財務状況の評価については、健康福祉局が委託した評価機関の評価結果を参考に、財務に関する有識者である南部委員が評価し、選定委員会で共有する。財務に関する有識者以外の選定委員は、南部委員の評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価する。

### ○審査方法

- ・審議前までに一度仮採点していただき、第 2 回選定委員会で応募団体のプレゼンの結果を踏まえて本採点する。
- ・面接時の資料変更、追加について、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配付することや差し替え、又はパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1 団体 30～45 分とし、応募団体数に応じて変更する。

### ○集計方法

最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。

### ○最低制限基準の設定

- ・応募団体が 1 団体のみの場合でも、施設運営の質を確保するため最低制限基準を設定する。
- ・5 段階評価の場合、3 が中間点で 60% であるため、第 2 回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員数を乗じて算出した点数の 60% 以上とする。

○指定管理者の候補者の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定管理者の候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定管理者の候補者を選定する。

- ①採点で1位をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

(委員)

採点表を見ると大項目ごとに配点が割り振られているが、個々の項目を評価しながら全体の配点を調整するのは、やりにくい。個々の項目ごとに細かく評点を設定したほうが採点しやすいと感じる。事務局案を変更するまでの必要はないかとも思う。

(事務局)

評点表は全市基準のものをベースとしているが、本委員会での意見をもって変更することも可能である。

(委員長)

今回は事務局の案のとおり、全市基準を基にした配点の割り振りとしてよいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

普段地域ケアプラザとの関わりが深いため、応募団体に対して先入感を抱いてしまう可能性があるが、あくまで応募書類とプレゼンテーションを基に審査するというのでよいか。

(事務局)

その通りである。審査基準に従い公正中立な審査をお願いしたい。なお、応募書類やプレゼンテーションで使用する資料は団体名を隠して実施するため、どの団体が応募しているのかは分からない。

	<p>(委員) 公募時に団体から提出される事業計画書と、選定された後に実際行う事業に相違があった際は、どのような対応をするのか。</p> <p>(事務局) 毎年度指定管理者から提出される事業計画の確認、第三者機関による評価、施設で組織する運営協議会での実績報告といった仕組みがあり、そういった場で相違がないように取り組んでいるか確認できると考える。</p> <p>(委員長) 評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p><b>8 その他</b></p> <p>(委員長) 議事録の確認は委員長一任とし、委員長が確認後公表するということによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>資料1 選定委員会名簿</p> <p>資料2 指定管理者選定の概要について</p> <p>資料3 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウス指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 施設概要</p> <p>資料6 会議の公開・非公開について (案)</p> <p>資料7 選定スケジュール (案)</p> <p>資料8 公募要項 (案)</p> <p>資料9 応募関係書類 (案)</p> <p>資料10 評価基準及び審査方法について (案)</p> <p><b>2 特記事項</b></p> <p>今回は、令和5年5月中旬に開催予定。日時・場所の詳細は後日調整させていただきます。</p>